

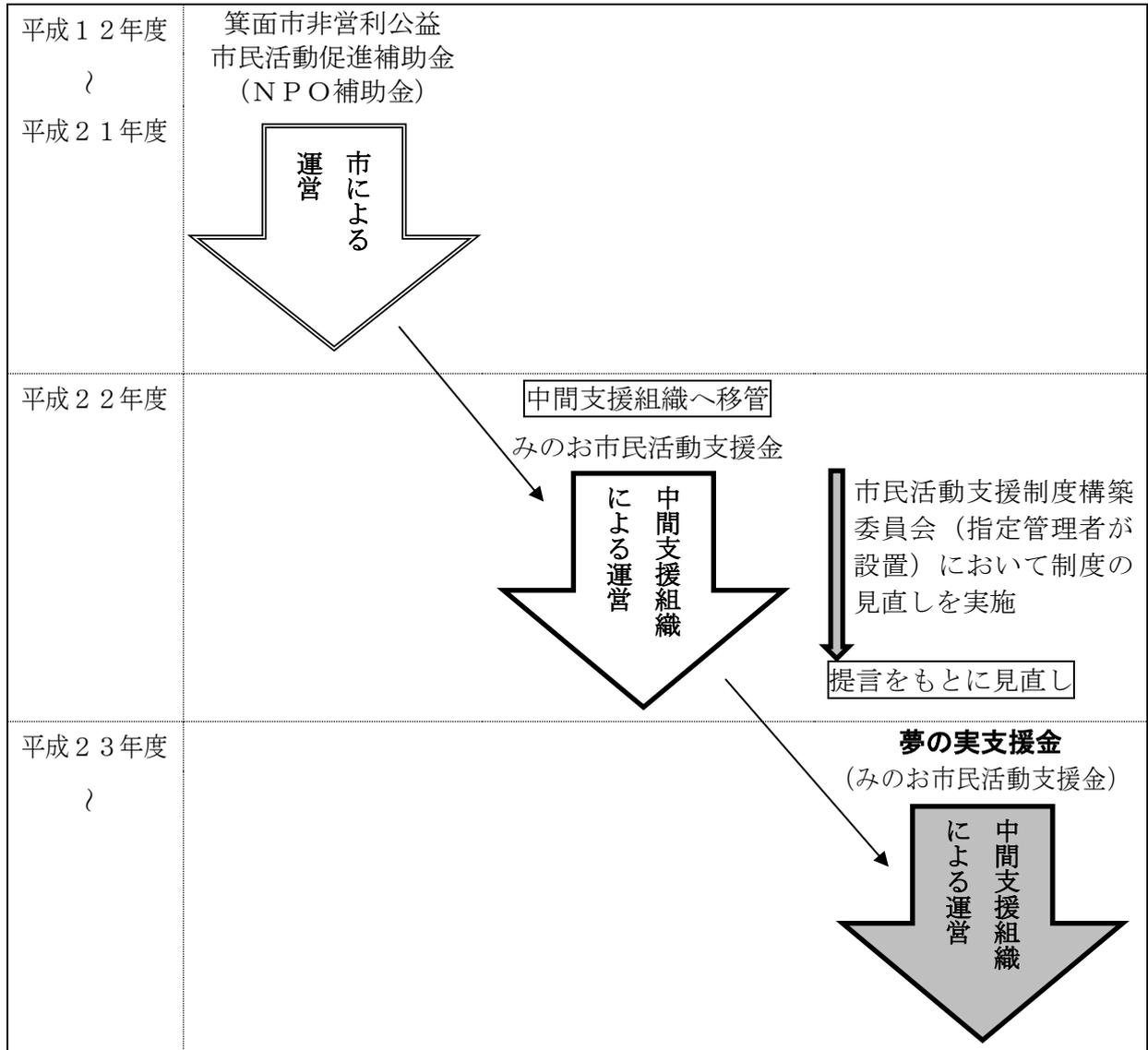
補助金制度に係る視察報告

1. 夢の実支援金（みのお市民活動支援金）

(1) 実施主体

みのお市民活動センター（中間支援組織）

(2) 経緯



(3) 支援の概要

種類	立上げ応援！コース	発展応援！コース	自治会活動応援コース
対象	比較的予算規模の小さい、試行的な活動	立上げ応援！コースよりも発展的・本格的な活動	自治会による、当該地域全体のお困りごとを解決する活動
支援金額	上限10万円（支援対象経費の75%まで）	上限80万円（支援対象経費の75%まで）	上限2万円

※平成29年度交付総額 2,133,200円

(4) 事業の性格

- ・行政の補助金という扱いではなく、指定管理事業の一つとして実施している。
- ・現金給付を伴う事業であるため、相当の慎重さ（公正性、透明性、説明責任）が求められる。

(5) 審査

- ・中間支援組織が依頼する委員により開催される「みのお市民活動支援金交付検討会議」において実施する。なお、支援金の交付については、同会議の意見を受けた中間支援組織が決定する。
- ・委員はNPO関係者、有識者、市の附属機関である「箕面市非営利公益市民活動推進委員会」委員から構成されており、中間支援組織及び行政の職員は入っていない。

(6) 財源

- ・指定管理料の中に含まれる、年額250万円を原資とする。

(7) 中間支援組織で運営することの利点

- ・事前相談から申請、審査、交付までの一連の窓口を一本化したことで情報が集約化され、団体との距離が近くなり、伴走型の支援がより行いやすくなった。
- ・繰り越しや返納分を預り金として経理し、翌年度の財源に充てられるようになった。
- ・次年度以降の自立発展を見据えた事業のブラッシュアップや、その基盤となる運営への助言、団体の内部研修等のコンサルティングを外部専門家が行う「コンサルティングオプション」を、指定管理者の提案により導入した。

(8) その他

- ・指定管理者であるNPO法人の事業として、市民から寄附を集め団体に交付する「市民活動応援ファンド」を創設し、平成19年度と平成21年度、合計2回の助成を行った。非常に事務負担が大きく現在は休止中であり、今後の再開にあたっては、寄附される金額の一部を事務費に充当することを検討している。

2. 河内長野市市民公益活動支援補助金

(1) 実施主体

河内長野市

(2) 経緯

- ・平成22年度から、市民公益活動の活性化及び協働の促進を図り、もって協働のまちづくりに資することを目的とし、制度を導入した。

(3) 補助の概要

種類	初動支援コース	自主事業支援コース
対象	市民公益活動に取り組んで3年以内の団体	市民公益活動に原則1年以上取り組んでいる団体
補助金額	上限10万円 (支援対象経費の75%まで)	上限30万円 (支援対象経費の50%まで)

※平成29年度交付総額 335,000円

(4) 財源

- ・市民公益活動支援基金を財源とする（基金の原資は以下のとおり）。
 - ふるさと納税（市民公益活動支援対象分）
 - 中間支援組織が設置する募金箱
 - 市拠出金（上記2つと同額）

(5) 中間支援組織による関連事業とそのメリット

- ・中間支援組織においては、制度の周知、補助金に係る講座の実施、申請書の作成支援、相談対応を行っている。
- ・講座については、次の2つの「市民公益活動支援補助金申請サポート講座」があり、制度の周知、活用につながっている。
 - 市民公益活動支援補助金活用講座
申請書の書き方のポイントや、他自治体における制度の活用例等を学ぶ。
 - プレゼンテーション講座
公開プレゼンテーション対策として、話し方や資料作成について学ぶ。
- ・相談対応を中間支援組織が担うことにより、市補助金以外のより適した補助制度等を案内することが可能となった。